

1月10日は「110番の日」

～守りたい あなたの明日 110番～

警察は、事件や事故に遭った方や目撃された皆さんからの110番通報に対して素早く対応します。

- ① 最も近い警察官を現場に向かわせています。
- ② 110番通報を聞きながら、並行して事件発生場所や通報場所へ急行するよう指示しています。



110番通報の要領・ポイント 110番受付警察官が順にお聞きします

- 1 何がありましたか。(事件・事故)
- 2 いつありましたか。(時刻)
- 3 どこでありましたか。(近くの目標物・目印は)
- 4 犯人は。(犯人の人相、車種、逃走方向など)
- 5 被害の状況、事故の様子はどうか。
- 6 あなたの氏名、住所、電話番号を教えてください。



110番のしくみ 110番は緊急用電話です



- ① 県内の110番は、全て警察本部通信指令課(松山市)で受信しています。
(西予警察署が受信するものではありません。)
- ② 素早い110番ほど、犯人の検挙率が高くなります。
- ③ 110番受理と並行し、西予警察署や付近のパトカー交番・駐在所の警察官に現場急行するよう指示します。
- ④ 110番への「いたずら電話」や「間違い電話」「電話番号案内」などは本当に緊急を要する人の110番通報の支障となります。
(110番では、各警察署・交番・駐在所の電話番号案内や電話転送はしていません。)

相談ごとなどは、110番ではなく、西予警察署または相談電話へ話へ(相談電話は紙面下をご覧ください)

《 携帯電話からの110番 》

携帯電話から110番されるときは、運転中の場合、まず車を止め、歩行中は立ち止まって通報してください。

～ 相談は 専用ダイヤル #9110 ～

緊急の事件・事故以外の相談は、愛媛県警察本部の総合相談電話 **#9110番** (通話料有料・携帯電話可) で受け付けています

西予警察署